

改正給特法 参院本会議可決

12の附帯決議 実行できれば 1年単位変形労働時間制導入必要なし

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法第七条の指針（以下「指針」という。）において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参照した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的な把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することはあってはならないこと、そもそも、持ち帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に明記すること。加えて、服務監督権者である教育委員会及び校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努めるよう求めること。

四、服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。

五、政府は、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる旨を文部科学省令に規定すること。

六、政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。
- 3 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。
- 5 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中した学校閉庁日として設定できること。
- 6 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間である勤務間インターバルを確保すること。
- 7 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

七、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十九日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

八、政府は、本法及び本法によって定められる文部科学省令、指針に逸脱した運用の防止策として、教育職員からの勤務条件に関する措置要求や苦情処理制度とは別に、教育職員等からの文部科学省や教育委員会への相談窓口を設けるよう促すこと。

九、学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成三十一年一月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充はじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。

十、政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

十一、教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の待遇の改善を図ること。

十二、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

右決議する。

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1冊50円 1冊100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ
<http://kakyoso.com/>

12月4日、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする改正給特法が、参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。1年単位の変形労働時間制を導入する際の条件などを盛り込んだ、12項目の附帯決議も採択されました。指針の策定は2020年4月から、1年単位の変形労働時間制の導入は2021年4月から施行されます。

附帯決議
(HP参議院より)
政府が法律を執行するにあたっての留意事項を示したもの。政治的効果があるのみ。法的拘束力はない。
たっての留意事項を示したもの。政治的効果があるのみ。法的拘束力はない。

オスプレイが来る！ 陸上自衛隊国分台演習場で日米共同訓練

12月1日～13日陸上自衛隊国分台演習場で日米合同訓練が行われました。坂出市HPによると、「日米航空機による長距離機動など、迅速な機動展開を重視、複数の演習場を使用した訓練の実施」「平成28年9月の日米合同委員会合意に基づく、MV-22の訓練移転を組み込んだ事業として実施」としています。

「MV-22」が未亡人製造機といわれる「オスプレイ」です。オスプレイは欠陥機ともいわれ、2016年12月に沖縄で墜落事故（報道では不時着）。その後、沖縄普天間所属のオスプレイがオーストラリア沖で墜落し、3名が死亡しています。墜落の危険性だけでなく、飛行中の騒音と高周波も深刻であり、ヘリパットがある沖縄県高江地区では、子どもたちに影響が表れ、転居を余儀なくされています。

今回の共同訓練は、複数の演習場間を移動する訓練であり、演習場は五色台ですが、発表されている演習場を直線で結ぶと市街地上空を飛行するこ

とも考えられます。また、国分台演習場は五色台少年自然センターと隣接しており、この期間中、屋島中学校、勝賀中学校、三野津中学校、豊島中学校が宿泊学習を行いました。県教委は、活動の変更を各校に要請しましたが、防衛相に対し、共同訓練の中止は求めていません。

同じく訓練予定地明野駐屯地を有する三重県伊勢市鈴木市長は、防衛省の「日米連携強化のために必要」との説明に、「住民の安全を考えると受け入れられない」と反対の意向を示しました。

しかし、香川県、高松市、坂出市とともに、「安全に配慮するよう」要請はしましたが、反対の意向は表明していません。県内では民主団体を中心に「オスプレイ来るな！共同訓練を中止」の運動を展開しました。今後、日本各地で日米共同訓練が行われ、自衛隊駐屯地が米軍基地化するともいわれています。

練習は情報についての共同訓練は市HPで確認できます。坂出市についての情報は、市HPで確認できます。



【防衛省公表】国内における米海兵隊との実動訓練資料 より抜粋

書き障害は、字を書くことが苦手。自閉症スペクトラムは、書かなくても記憶に残る。ワーキングメモリの小さい子は、書いていると聞けない、考えられない。発達特性によつて「ノートに書く」という作業が困難な子どもたちが少なからずいる▼各教科のノート提出を求めた校長は、この発達特性について配慮しているのだろうか。配慮していると信じたい▼校長会で「インクルーシブ教育の充実」が話題になつたと聞いた。スタンダード、○○スタイルなど、子どもたちを一定の型に入れる取り組みが流行している。経験のない子どもたちに「型」を伝えすることは悪いことではないと思うが、鑄型に入れてはいけないと思う。

授業のスタンダードがいわれて久しい。「板書計画」と「ノート指導」が教員の評価の一つのように言われることもある▼「板書」は様々な発達特性のある子どもたちが混在する学校現場では、重要であることは理解できる。しかし、学級ごとに子どもたちの特性が違えば、そのスタイルは同じにはならない▼「ノート指導」のスタンダード。学習のめあて↓自分の考え↓友だちの考え方↓まとめ↓練習↓ふりかえり。これを毎時間子どもたちに書かせ、校長が点検する学校があるそうだ▼情報提供者に目的を聞くと「わからない」という。教員評価のためか。子どもたちの実態把握のためか▼読み